

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月10日

横浜市契約事務受任者
港北区長 竹下 幸紀

1 契約の概要

高圧ケーブル絶縁不良により停電した港北土木事務所において高圧ケーブル交換及び試験を行い、電気の供給を再開させる。

2 履行(納品)場所

横浜市港北区大倉山7-39-1
港北土木事務所

3 契約日

令和6年12月22日

4 履行日又は履行期間

令和6年12月22日

5 契約金額

1,078,000円(概算額)

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社アイキン電機工業 代表取締役 相澤 金太郎
〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町19

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年12月21日の夜間、港北土木事務所ですべての電気が発生しました。原因は、港北土木事務所の受電設備と電力供給設備を接続する高圧引込ケーブルが絶縁破壊を生じ、電力会社との接続を切り離す開閉器が作動したためです。同高圧ケーブルは、耐用年数を遵守しており前日の点検でも「良」とされていました。高圧ケーブルの交換には、通常数日から数週間の時間を要することが一般的ですが、破壊された高圧ケーブルを交換しない限り停電が解消しないため、即時に復旧させないと港北土木事務所の通常業務が機能せず、行政サービスに重大な支障が生じることが見込まれるため、当該業者と随意契約を行った。

8 契約の相手方の選定理由

本件、緊急対応にあたり、(ア) 早急な対応が可能かつ (イ) 当現場を熟知している株式会社アイキン電機工業を契約の相手方として選定しました。

ア 「横浜市公共建築物に係わる震災時の応急措置の協力に関する協定」に基づく「即時出動班会員一覧表」に登載されている港北区内の者で、横浜市一般競争入札有資格者名簿において電気修繕を細目 1 位に登録

イ 平成 28 年に横浜市建築局発注による「港北土木事務所受変電設備更新工事」の施工事業者であり、当時、同ケーブルの張替も行っていることから、同設備の仕様や構造を把握しており、同ケーブルを製造するメーカーとも詳細な情報共有ができる唯一の業者であるため。

9 所管課

港北区港北土木事務所